

〔有職抄〕嘉吉三年九月二十三日ノ夜、凶族内裏ニ亂入時、内侍所ノ御辛櫃ハ、東門ノ役人佐々木ノ黒田取出奉ル、劔璽ハ山徒奪取テ山上ニノボリ、山門ヨリ牒送シテ云、南方ノ宮ヲ取立奉ルベシト云云。略○中山徒ノ奪取奉ル二器ノ中、寶劔ハ清水寺ノ傍ニ捨置シテ、心月坊トイフ僧ヒロヒテ内裏ニ進ス、恩賞ニ預リ侍ル、

〔南方紀傳〕文安元年秋八月、南帝ノ太子二人御マス、一人ハ○尊吉野ノ奥ニテ、神璽ヲ保テ蜂起シ玉フ、一人ハ○圓悟和泉河内大和ノ浪人ヲ從ヘ、八幡ニ籠ラセ玉フ、

〔赤松記〕其頃三條内大臣殿實量と申テ、上意の御中能、御本所御座候、彼御内石見太郎左衛門と申

人を語り、三條殿を奉頼、上意を重て調へ、次郎法師九○赤松政を、赤松の家督に被召出、五歳に成

給ふを取立ける。略○中爰に南方と申テ、兩宮○尊秀王、御座候、是は太平記の比位争の御門の御末

なり、何様天下を一度御望有テ、御兄弟吉野の奥北山と申所に、一の宮は御座候、二の宮は河野の

郷と申所に御座候、扱赤松衆口口口天下第一の忠賞に預リ、此家再興を致さんとの望にて、工夫

して、此吉野殿を討果し、神璽を取返し奉るべし、然らば次郎法師九に御安堵あるべきかと、内々

を以て訴訟申所に上意の御内證相叶ひ、三條殿を以禁中へも申立、扱吉野殿○尊秀王、をねらひ

申さん謀に、赤松牢人ども、身の置所なく、堪忍もつゝかぬ事なれば、吉野殿を頼申由にて、細々吉

野へ参り、何とぞ赤松牢人一味いたし、都を攻落し、一度は都へ御供申さむと色々申入候へば、御

同心の義あり、扱大勢は御隔心なれば、夜討に入べき人數をすぐり、間島中村彈正、同太郎四郎以

下、大和國宇智郡まで出勢し、康正二年丙子十二月廿日、吉野へまゐり隙をうかひける、終に次

の年長祿元年丁丑十二月二日の夜、子の刻大雪ふり、御油斷の時刻を伺ひ、兩宮へ二手に成、一度

に攻入、北山にて一の宮○尊秀王をば丹生屋帶刀左衛門、同第四郎左衛門兄弟にて討申、御頸をば帶

刀取申候、彼内裏の御たから神璽をも取りてのき申候、吉野十八郷の者起り、跡より追ひ懸候間、